

# 妊産婦に関する情報連携や支援の仕組みについて

令和 5 年 3 月 31 日

厚生労働省子ども家庭局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 母子保健法の概要

## 1. 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

## 2. 定義

妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子

乳児…1歳に満たない者

幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

新生児…出生後28日を経過しない乳児

## 3. 主な規定

### 1. 保健指導(第10条)

市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

### 2. 健康診査(第12条、第13条)

- ・市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
- ・上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

### 3. 妊娠の届出(第15条)

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

### 4. 母子健康手帳(第16条)

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

### 5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)

市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診療を受けることを勧奨するものとする。

### 6. 産後ケア事業(第17条の2)

市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。

### 7. 低体重児の届出(第18条)

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

### 8. 養育医療(第20条)

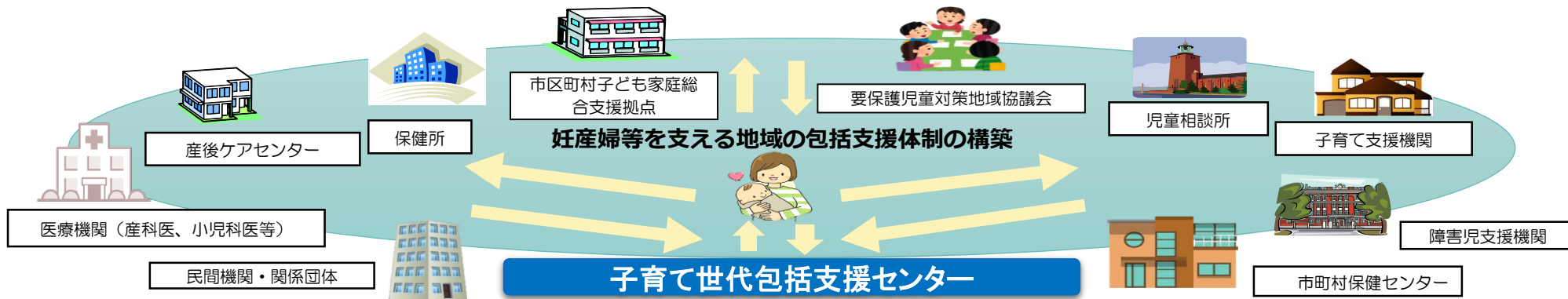
市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

### 9. 母子健康包括支援センター(第22条)

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

# 子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとともに、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
  - 実施市町村数：1,647市区町村、2,486か所（R4.4.1現在）



## 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

**マネジメント (必須)**

保健師、助産師、看護師、その他の専門職

- 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- 支援プランの策定
- 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

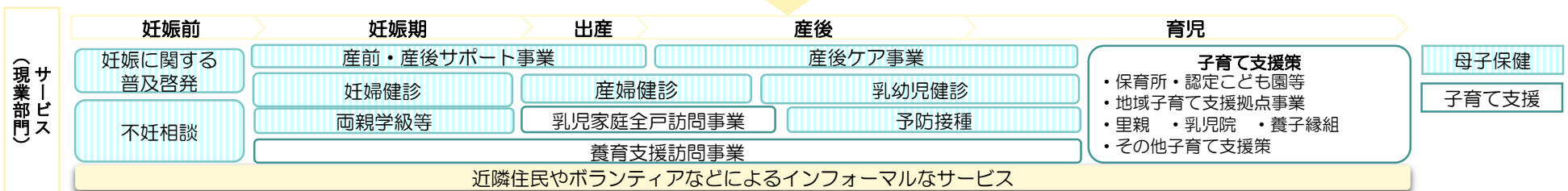
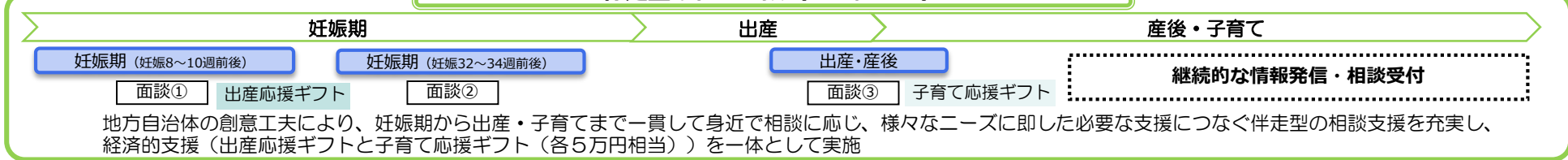
## 困難事例への対応等の支援 (R3~)

**相談支援の強化 (必須)**

社会福祉士、精神保健福祉士、その他の専門職

- 妊産婦からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した即時の相談支援及び多職種でのアウトリーチによる支援
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科医療機関との連携の強化
- 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施

## 伴走型の相談支援 (R4補正~)



# 出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算：370億円

## 1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

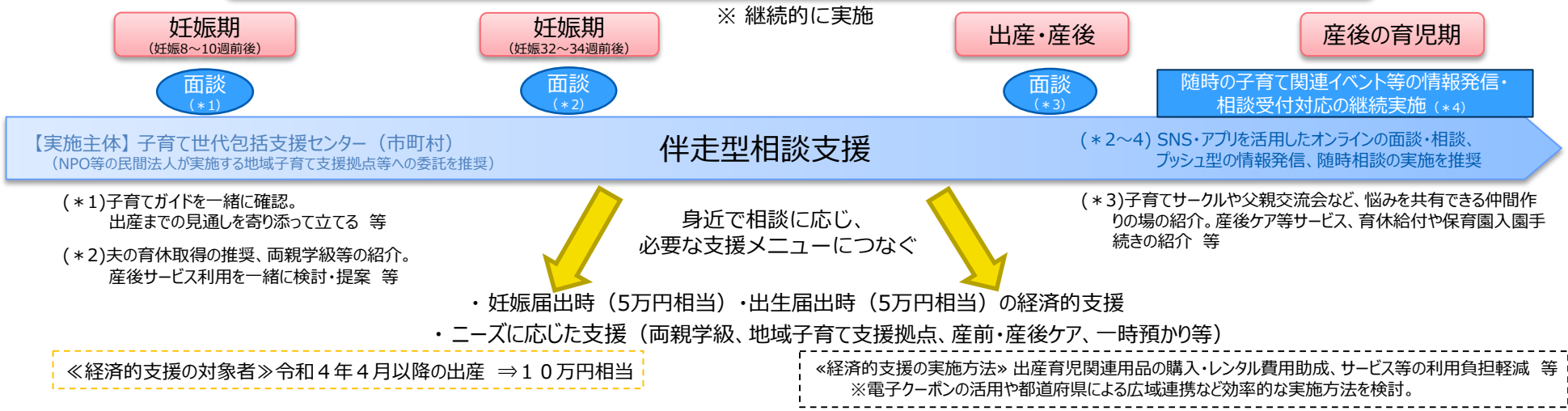
物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定) 抄

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。

## 2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



## 3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

## 4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10

令和5年度当初予算(案) ○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

※ 本事業を継続的に実施するために必要な安定財源の確保については、12月16日に決定された与党税制改正大綱において、「出産・子育て応援交付金」の事業費が満年度化する令和6年度以降において継続実施するための安定財源について早急に検討を行い、結論を得る」とこととされていることを踏まえ、引き続き検討。

# 伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果について

○全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、**身近な伴走型の相談支援（※）と経済的支援を合わせたパッケージとして充実し、継続的に実施する。**経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、**相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まる。**

（※）実施主体は子育て世代包括支援センター（市町村）（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園等への委託も可能）

**SNS・アプリを活用したオンライン面談・相談も可。産後の育児期にも、子育て関連イベント等のプッシュ型の情報発信、随時相談対応の継続実施。**

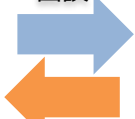
## 妊娠期の夫婦

### ①初めて妊娠した妊婦



出産までの過ごし方がわからない…。

妊娠届出  
面談



出産応援ギフト  
(5万円相当)

## 伴走型相談支援

子育てガイドと一緒に確認。  
**出産までの見通しを寄り添って立てる**

## 妊娠期・子育て期の支援サービス

産科医療機関



妊婦健診 など

妊娠届出時の経済的支援  
を交通費等に活用

市区町村、地域子育て支援拠点



両親学級



育児体験・出産前教室、  
出産前夫婦の集い

### ②妊娠8ヶ月頃の妊婦と育休取得に悩む夫



そろそろ出産間近だ。  
子育てできるかな…。  
出産後に必要な手続き  
がわからない…。

妊娠8ヶ月  
面談



子育てガイドを基に、出  
産時、産後の支援・手続  
きを一緒に確認。  
**産前・産後サービス利用  
を一緒に検討・提案**



子育てサークル、父親交流会 など

## 産後の夫婦

### ③出産直後の夫婦と育休取得中の夫婦



育児の悩みの共有、  
情報交換等が気軽に  
できる仲間がほしい…。

夜泣きがひどくて  
眠れず、育児疲れ  
が…。  
保育園入園手続き  
しなくては…。

出生届出  
面談



子育て応援ギフト  
(5万円相当)



乳児家庭全戸訪問

ピアである先輩家庭と出  
会う機会、父親交流会など、  
他の親との世間話、情報交  
換、**悩みを共有できる仲間  
作りの機会の紹介**

産科・小児医療機関、  
訪問家事支援事業者、  
保育園・幼稚園 など



産後ケア  
(宿泊型・通所型・アウトリーチ型)  
産婦健診・乳幼児健診  
予防接種



訪問家事支援



入園手続き など

出産届出時の経済  
的支援を産後ケア、  
家事支援サービス  
の利用料等に活用

いつでもかかりつけの相談機関とながり、  
身近で相談できる安心感・「孤育て化」の防止